明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（厚生労働二〇）　一
〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務四二）　三
○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（国土交通二一三～二一八）　四
○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（同二一九～二二六）　四
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇一九年十～十二月期（内閣府）　四
〔公　告〕
官庁
諸事項
中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価書の縦覧関係　四
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達関係　六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　九
会社その他
会社決算公告　九

省令

○厚生労働省令第二十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第六十六条第二項、第六十六条の三、第六十七条第四項及び第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三日

厚生労働大臣　加藤　勝信